

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第89期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	東洋建設株式会社
【英訳名】	TOYO CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤井 憲彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
【電話番号】	06（6209）8711
【事務連絡者氏名】	大阪本店 総務部長 木村 政臣
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区青海二丁目43番地
【電話番号】	03（6361）5450
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長兼総務部長 中村 俊夫
【縦覧に供する場所】	東洋建設株式会社 本社 （東京都江東区青海二丁目43番地） 東洋建設株式会社 東関東支店 （千葉市中央区院内一丁目12番8号） 東洋建設株式会社 横浜支店 （横浜市中区尾上町四丁目52番地） 東洋建設株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区錦一丁目17番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 当第3四半期 連結累計期間	第89期 当第3四半期 連結会計期間	第88期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	90,406	30,970	161,200
経常利益(百万円)	1,074	1,136	936
四半期(当期)純利益(百万円)	2,213	1,408	255
純資産額(百万円)	-	17,519	19,954
総資産額(百万円)	-	132,469	127,503
1株当たり純資産額(円)	-	41.53	48.32
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.63	4.18	0.49
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	12.7	15.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,603	-	2,302
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,841	-	932
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,299	-	3,181
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(百万円)	-	12,449	14,238
従業員数(人)	-	1,785	1,873

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第88期連結会計年度においては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を記載していない。

4. 第89期第3四半期連結累計期間及び第89期第3四半期連結会計期間においては、1株当たり四半期純損失を計上したため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を記載していない。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,785
---------	-------

（注）従業員数は就業人員である。

(2)提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,335
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であり、子会社等への出向者は含まれていない。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)受注実績

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) (百万円)
建設事業	19,957

(2)売上実績

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) (百万円)
建設事業	30,768
兼業事業	201
合計	30,970

- (注) 1. 当社グループでは建設事業以外は受注生産を行っていない。
2. 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。
3. セグメント間の取引については、相殺消去している。

(3)売上にかかる季節的変動について

建設事業においては、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

提出会社における受注工事高（契約高）及び施工高の状況

(1)受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

当第3四半期累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

種類別	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	期末繰越工事高		期中施工高 (百万円)	
					手持工事高 (百万円)	うち施工高 (百万円)		
建設事業						(%)		
海上土木	(67,122) 67,176	27,226	94,402	38,003	56,399	24.1	13,600	48,785
陸上土木	(31,476) 28,545	14,327	42,872	14,456	28,416	38.8	11,015	17,108
建築	(34,626) 34,640	29,287	63,928	26,111	37,817	19.1	7,218	30,921
計	(133,225) 130,362	70,841	201,203	78,570	122,633	26.0	31,835	96,815
不動産事業	(8) 8	536	545	545	-	-	-	-
合計	(133,234) 130,370	71,378	201,749	79,116	122,633	-	31,835	96,815

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

種類別	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	次期繰越工事高			当期施工高 (百万円)
					手持工事高 (百万円)	うち施工高 (百万円)	(%)	
建設事業								
海上土木	68,468	50,531	119,000	51,877	67,122	4.2	2,818	49,260
陸上土木	(45,003) 42,347	21,020	63,367	34,547	28,820	29.0	8,363	30,895
建築	36,287	52,543	88,831	54,204	34,626	7.0	2,409	53,346
計	147,104	124,094	271,199	140,629	130,569	10.4	13,591	133,502
不動産事業	-	664	664	656	8	-	-	-
合計	147,104	124,759	271,863	141,285	130,578	-	-	-

- (注) 1. 前事業年度以前に受注したもので、契約の変更により請負金額に増減のあるものについては、期中受注工事高にその増減を含む。したがって、期中完成工事高にもかかる増減額が含まれる。
2. 期末繰越工事高の施工高は、支出金により手持高の施工高を推定したものである。
3. 期中施工高は、不動産事業を除き(期中完成工事高+期末繰越施工高-前期末繰越施工高)に一致する。
4. 期首繰越工事高の上段()内表示額は、前期における次期繰越高を表し、下段は当該事業年度の外国為替相場が変動したため、海外繰越高を修正したものである。なお、前事業年度及び当第3四半期累計期間の陸上土木における期首繰越高の修正額には、工事契約解除による減額2,655百万円が含まれている。

(2)完成工事高

期別	区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	海上土木工事	10,654	1,385	12,039
	陸上土木工事	3,907	774	4,682
	建築工事	1,158	8,912	10,071
	計	15,720	11,072	26,793

- (注) 1. 完成工事のうち主なものは次のとおりである。

当第3四半期会計期間

国土交通省	平成19年度田子の浦港中央地区岸壁(-12m)(改良)本体製作及び据付工事
国土交通省	和歌山下津港北港地区防波堤(南)本体工事
日本下水道事業団	東京都勝島ポンプ所汚水ポンプ棟建設工事その5
広島高速道路公社	高速3号線 期下部工事(その4)
(株)ワールドプライダル神戸	ラヴィマーナ神戸新築工事
茂木町	茂木町立茂木中学校改築工事

2. 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりである。
- 当第3四半期会計期間 国土交通省 9,072百万円 33.9%

(3)手持工事高(平成20年12月31日現在)

区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
海上土木工事	49,902	6,496	56,399
陸上土木工事	25,730	2,686	28,416
建築工事	6,935	30,881	37,817
計	82,568	40,064	122,633

(注)手持工事のうち請負金額20億円以上の主なものは次のとおりである。

国土交通省	東京国際空港D滑走路建設外工事	平成22年8月完成予定
東日本高速道路㈱	常磐自動車道 浪江工事	平成23年1月完成予定
(財)愛知臨海環境整備センター	衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業 護岸工事(その2)	平成22年3月完成予定
今治造船㈱	今治造船㈱西条東工場棧橋新設工事(延長610m)	平成21年3月完成予定
町田山崎住宅マンション建替組合	町田山崎住宅施行再建マンション新築その他工事	平成21年9月完成予定
ベイフロントプラザおおい㈱	おおい町複合型交流施設整備PFI事業に関する建設業務	平成21年8月完成予定

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1)業績の概況

当第3四半期連結会計期間については、米国発の金融危機が実体経済にまで影響を及ぼし、急激な円高の影響により輸出関連企業を中心に企業収益が急激に悪化するなど、景気の後退が鮮明となった。このような環境の激変に伴い、これまで公共建設投資の減少を補ってきた民間建設投資の凍結や先送りの発表が相次ぐなど、建設業界は非常に厳しい環境下で推移した。

このような状況の中、当社グループの業績は、売上高309億円、営業損失6億円、経常損失は11億円、四半期純損失は14億円となった。

なお、当社グループの売上高は、季節的要因により下半期、特に第4四半期連結会計期間に集中し、当第3四半期連結会計期間の売上高の割合は低くなる一方、販売費及び一般管理費は期間を通じて均等に発生することから、売上高に対する費用負担が大きくなる傾向がある。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

（建設事業）

厳しい事業環境が継続する中、建設事業の大部分を占める当社を中心として積極的に営業活動を展開し、第3四半期会計期間の受注高は199億円となった。一方、売上高（完成工事高）は、307億円、営業損失は7億円となった。

（兼業事業）

兼業事業は、不動産賃貸事業を中心としており、売上高は2億円、営業利益は4千万円となった。

(2)キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少及び未成工事受入金の増加等により32億円の収入超過となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等により1億円の支出超過となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の増加により2億円の収入超過となった。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は124億円となった。

(3)対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

(4)研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は、126百万円である。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	570,000,000
優先株式	18,294,000
計	588,294,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	337,443,540	337,443,540	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
第二回優先株式	11,360,000	11,360,000	-	(注)
計	348,803,540	348,803,540	-	-

(注) 第二回優先株式の内容は次のとおりである。

(1)優先配当金

優先配当金の額

第二回優先株式1株当りの優先配当金(以下「第二回優先配当金」という。)の額は、平成18年3月31日に終了する事業年度までは無配とする。

平成18年4月1日に開始する事業年度以降は、第二回優先株式の発行価額(250円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率(以下「第二回優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。第二回優先配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が25円を超える場合は、第二回優先配当金の額は25円とする。

第二回優先配当年率は、平成18年4月1日以降、次回年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第二回優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(6ヶ月物)} + 2.00\%$$

第二回優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は平成19年4月1日およびそれ以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、平成18年4月1日および同年10月1日または各年率修正日およびその直後の10月1日(これらの日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「優先配当決定基準日」という。)の2時点において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとし、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、当該平均値の算出に当っては、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

非累積条項

ある事業年度において、第二回優先株式を有する株主(以下「第二回優先株主」という。)または第二回優先株式の登録質権者(以下「第二回優先登録質権者」という。)に対して支払われる1株当たり利益配当金の額が上記に定める第二回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対しては、第二回優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、第二回優先株式1株につき250円を支払う。第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対しては、250円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 買受けまたは消却

当社は、いつでも第二回優先株式を買受け、または利益により消却することができる。

(4) 普通株式への転換予約権

第二回優先株主は、下記に定める条件に従い、下記 に定める期間内に転換を請求することにより、1株につき下記 ないし に定める転換価額により、第二回優先株式を当社普通株式に転換することができる。

転換請求期間

平成20年4月1日より平成25年3月31日までとする。

転換により発行する株式の内容

当社普通株式

転換により発行すべき普通株式数

第二回優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回優先株主が転換請求のために提出した第二回優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

当初転換価額

当初転換価額は47.4円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成21年4月1日から平成25年3月31日まで、毎年4月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記 で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記 に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記 により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記 により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

A. 当社は、第二回優先株式発行後、本号B. に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

B. 転換価額調整式により第二回優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 本号D.(口)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合、

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)本号D.(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または新株予約権の行使によって発行される普通株式1株あたりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

C. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

D.(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号B.(ロ)ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

E. 当社は、本号B.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(イ) 株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都江東区東砂七丁目10番11号

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二回優先株式の株券が、上記 に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、第二回優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(5) 普通株式への強制転換

第二回優先株式のうち、平成25年3月31日までに転換請求のなかった第二回優先株式は、平成25年4月1日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、第二回優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が50円を下回るときは、第二回優先株式は、第二回優先株式1株の発行価額を50円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により各第二回優先株主に対し発行される普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第235条第2項に定める株式分割または併合の場合に準じてこれを取扱う。

(6) 期中転換または強制転換があった場合の取扱い

第二回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、転換の請求または強制転換が4月1日から翌年の3月31日までになされたときは4月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 議決権

第二回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二回優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度の繰越利益剰余金が20億円を超える場合に、第二回優先株主に対して第二回優先配当金全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第二回優先株主に対して第二回優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第二回優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第二回優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(9) 優先順位

各回号の優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(10) 会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款規定
該当事項はない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	348,803	-	10,683	-	2,475

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 11,360,000	-	優先株式の内容は、 (1)株式の総数等 発行済株式を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 162,000 (相互保有株式) 普通株式 100,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 336,608,000	336,608,000	同上
単元未満株式	普通株式 573,540	-	1単元(1,000株)未満 の株式
発行済株式総数	348,803,540	-	-
総株主の議決権	-	336,608,000	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が508,000株(議決権の数508個)が含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
自己保有株式 東洋建設(株)	大阪市中央区高麗橋 四丁目1番1号	162,000	-	162,000	0.05
相互保有株式 東建商事(株)	東京都江東区青海二 丁目43番地	100,000	-	100,000	0.03
計		262,000	-	262,000	0.08

(注)発行済株式総数は、発行済普通株式数の総数である。
当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は、267,000株である。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	66	79	85	72	54	47	42	43	48
最低(円)	58	63	70	53	41	32	26	34	32

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

なお、第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	12,634	14,423
受取手形・完成工事未収入金等	4 31,393	47,593
未成工事支出金	36,950	15,216
販売用不動産	744	1,073
その他	13,758	12,020
貸倒引当金	29	54
流動資産合計	95,453	90,273
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	14,339	14,434
機械、運搬具及び工具器具備品	20,130	19,276
土地	20,980	21,031
建設仮勘定	-	388
減価償却累計額	24,932	25,223
有形固定資産計	30,518	29,907
無形固定資産	396	439
投資その他の資産		
投資有価証券	2,417	2,757
その他	5,612	6,098
貸倒引当金	1,929	1,972
投資その他の資産計	6,101	6,882
固定資産合計	37,016	37,229
繰延資産	-	1
資産合計	132,469	127,503

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	4 49,062	46,994
短期借入金	16,771	19,973
未成工事受入金	26,729	16,415
引当金	2,006	2,643
その他	5,769	6,955
流動負債合計	100,339	92,981
固定負債		
社債	110	110
長期借入金	6,466	6,459
退職給付引当金	3,749	3,567
引当金	39	42
その他	4,244	4,388
固定負債合計	14,610	14,567
負債合計	114,949	107,549
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,683	10,683
資本剰余金	2,491	2,491
利益剰余金	2,000	4,316
自己株式	20	18
株主資本合計	15,155	17,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25	26
土地再評価差額金	1,708	1,708
為替換算調整勘定	44	7
評価・換算差額等合計	1,688	1,728
少数株主持分	675	752
純資産合計	17,519	19,954
負債純資産合計	132,469	127,503

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	
完成工事高	89,686
兼業事業売上高	719
売上高合計	90,406
売上原価	
完成工事原価	84,321
兼業事業売上原価	417
売上原価合計	84,738
売上総利益	
完成工事総利益	5,365
兼業事業総利益	302
売上総利益合計	5,668
販売費及び一般管理費	5,750
営業損失()	82
営業外収益	
受取利息	37
受取配当金	25
その他	45
営業外収益合計	108
営業外費用	
支払利息	470
為替差損	309
その他	320
営業外費用合計	1,100
経常損失()	1,074
特別利益	
固定資産売却益	95
工事損失引当金戻入益	57
その他	18
特別利益合計	171
特別損失	
投資有価証券評価損	317
転身支援加算金等	188
販売用不動産評価損	186
その他	182
特別損失合計	874
税金等調整前四半期純損失()	1,777
法人税、住民税及び事業税	267
法人税等調整額	172
法人税等合計	440
少数株主損失()	4
四半期純損失()	2,213

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	
完成工事高	30,768
兼業事業売上高	201
売上高合計	30,970
売上原価	
完成工事原価	29,765
兼業事業売上原価	102
売上原価合計	29,868
売上総利益	
完成工事総利益	1,003
兼業事業総利益	98
売上総利益合計	1,101
販売費及び一般管理費	1,774
営業損失()	673
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	8
その他	9
営業外収益合計	24
営業外費用	
支払利息	161
為替差損	234
その他	91
営業外費用合計	486
経常損失()	1,136
特別利益	
固定資産売却益	86
工事損失引当金戻入益	57
その他	0
特別利益合計	144
特別損失	
投資有価証券評価損	307
その他	68
特別損失合計	375
税金等調整前四半期純損失()	1,367
法人税、住民税及び事業税	16
法人税等調整額	85
法人税等合計	68
少数株主損失()	28
四半期純損失()	1,408

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	1,777
減価償却費	886
貸倒引当金の増減額(は減少)	64
工事損失引当金の増減額(は減少)	231
退職給付引当金の増減額(は減少)	182
受取利息及び受取配当金	62
支払利息	470
投資有価証券評価損益(は益)	317
投資有価証券売却損益(は益)	1
有形固定資産売却損益(は益)	43
有形固定資産除却損	29
売上債権の増減額(は増加)	16,112
未成工事支出金の増減額(は増加)	21,751
販売用不動産の増減額(は増加)	141
仕入債務の増減額(は減少)	2,227
未成工事受入金の増減額(は減少)	10,371
その他	2,590
小計	4,217
利息及び配当金の受取額	63
利息の支払額	373
法人税等の支払額	303
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,603
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	185
定期預金の払戻による収入	185
有形固定資産の取得による支出	1,908
有形固定資産の売却による収入	38
無形固定資産の取得による支出	25
投資有価証券の取得による支出	24
投資有価証券の売却による収入	9
貸付けによる支出	21
貸付金の回収による収入	76
その他	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,841

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	3,254
長期借入れによる収入	1,800
長期借入金の返済による支出	1,734
リース債務の返済による支出	3
配当金の支払額	102
少数株主への配当金の支払額	2
自己株式の取得による支出	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,299
現金及び現金同等物に係る換算差額	251
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,788
現金及び現金同等物の期首残高	14,238
現金及び現金同等物の四半期末残高	12,449

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産 販売用不動産</p> <p>従来、個別法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純損失は186百万円増加している。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用ができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微である。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定については、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒見積率を使用している。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境及び一時差異の発生状況等に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用している。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項はない。

【追加情報】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
<p>(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社では、法人税法の改正により機械装置を中心に有形固定資産の法定耐用年数の見直しが行われたことに伴い、第1四半期連結会計期間より機械装置の耐用年数を変更している。 これによる損益に与える影響は軽微である。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入金について保証を行っている。 全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会 768百万円 ホテル朱鷺メッセ(株) 123 計 891</p> <p>なお、ホテル朱鷺メッセ(株)は新潟国際コンベンションホテル(株)が商号変更したものである。 また、下記の会社の住宅分譲前金保証を行っている。 宝交通(株) 8百万円</p> <p>2. 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高 619百万円</p> <p>3. コミットメントライン 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関9社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結している。 コミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりである。 コミットメントライン契約の総額 9,600百万円 借入実行残高 2,000 差引額 7,600</p> <p>4. 当第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当第3四半期連結会計期間末残高に含まれている。 受取手形 45百万円 支払手形 182</p>	<p>1. 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入金について保証を行っている。 全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会 768百万円 新潟国際コンベンションホテル(株) 127 計 895</p> <p>また、下記の会社の住宅分譲前金保証を行っている。 株大京 0百万円 宝交通(株) 4 計 5</p> <p>2. 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高 1,337百万円</p> <p>3. コミットメントライン 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関9社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結している。 コミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりである。 コミットメントライン契約の総額 9,600百万円 借入実行残高 5,000 差引額 4,600</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。	
従業員給料手当	2,248百万円
賞与引当金繰入額	62
退職給付費用	235
2. 当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動がある。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。	
従業員給料手当	664百万円
賞与引当金繰入額	62
退職給付費用	72
2. 当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動がある。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成20年12月31日現在)	
現金預金勘定	12,634百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	185
現金及び現金同等物	<u>12,449</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 337,443千株
 優先株式 11,360千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 235千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	優先株式	102	7.023	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める建設事業の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略している。

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	建設事業 (百万円)	兼業事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	89,686	719	90,406	-	90,406
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2	162	165	(165)	-
計	89,689	882	90,571	(165)	90,406
営業利益	215	132	82	-	82

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び四半期連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業の内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

兼業事業：不動産賃貸事業等

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略している。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

記載すべき事項はない。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

該当事項はない。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

該当事項はない。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 41.53円	1株当たり純資産額 48.32円

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 6.63円	1株当たり四半期純利益金額 4.18円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益(百万円)	2,213	1,408
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,213	1,408
期中平均株式数(千株)	334,006	337,209
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
記載すべき事項はない。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
記載すべき事項はない。

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

東洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 寛治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋建設株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。